

**令和2年度
多度津町**

水防法等の改正および水害等のリスクについて

香川県土木部河川砂防課

- 1. 香川県における水害・土砂災害**
- 2. 近年の気象状況**
- 3. 要配慮者利用施設における避難
確保計画の作成等の促進**
- 4. 命を守る3つの方法**

1. 香川県における水害・土砂災害

1. 香川県における水害・土砂災害

昭和51年発生災害



小豆郡 小豆島町

1. 香川県における水害・土砂災害

平成16年発生災害



観音寺市 大野原町 前田川

1. 香川県における水害・土砂災害

平成16年発生災害

学校や施設も、浸水被害や土石流被害を受けました！！



坂出市 府中町



東かがわ市 与田山

1. 香川県における水害・土砂災害

平成16年発生災害

**河川が氾濫して、住宅地に水が流れ込み
浸水被害が発生しました！！**



高松市 鬼無町 本津川



坂出市 府中町

1. 香川県における水害・土砂災害

平成30年発生災害

**香川県でも、いつ、大きな災害が発生しても
おかしくありません！！**



高松市 屋島西町



まんのう町 金倉川

2. 近年の気象状況

2. 近年の気象状況

大雨の発生状況

全国(アメダス)の1時間降水量50mm以上の年間発生回数

- 全国の1時間降水量50mm以上の年間発生回数は増加しています(統計期間1976～2018年で10年あたり27.5回の増加、信頼度水準99%で統計的に有意)。
- 最近10年間(2009～2018年)の平均年間発生回数(約311回)は、統計期間の最初の10年間(1976～1985年)の平均年間発生回数(約226回)と比べて約1.4倍に増加しています。
- 2019年1月から10月までの1300地点あたりの発生回数は372回です。

時間雨量50mm以上の
大雨の発生回数が増加

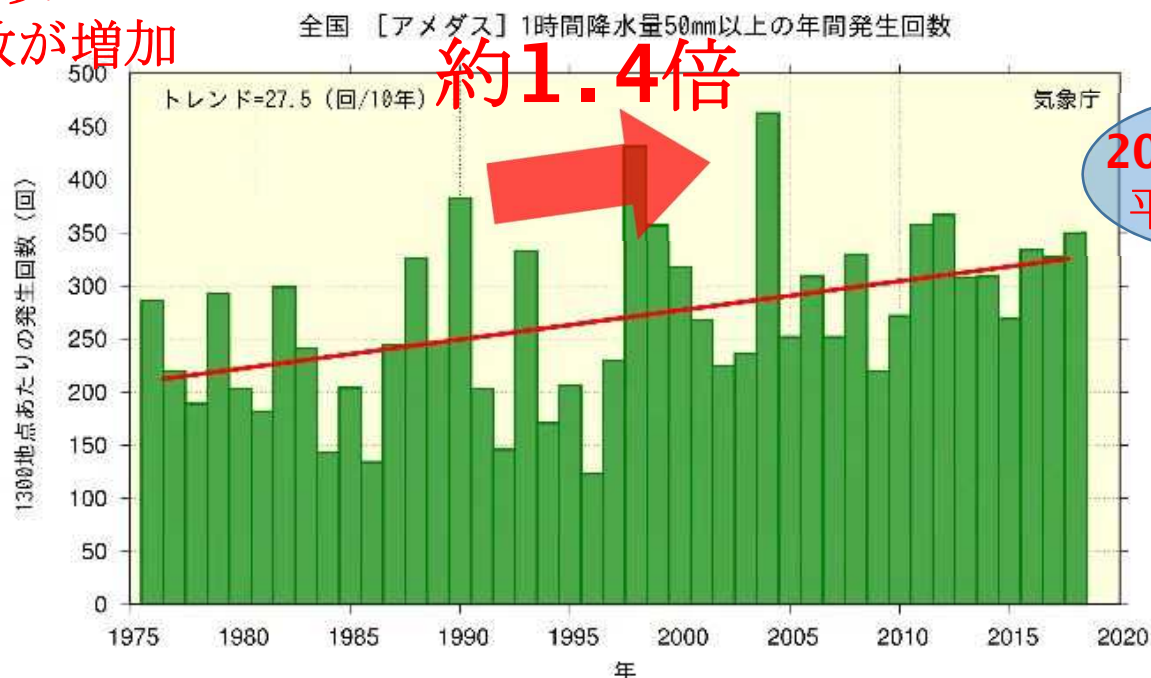


図 全国の1時間降水量50mm以上の年間発生回数の経年変化(1976～2018年)

棒グラフ(緑)は各年の年間発生回数を示す(全国のアメダスによる観測値を1300地点あたりに換算した値)。直線(赤)は長期変化傾向(この期間の平均的な変化傾向)を示す。

※出典：気象庁ホームページ

2. 近年の気象状況

大雨の発生状況

全国(アメダス)の1時間降水量80mm以上の年間発生回数

- 全国の1時間降水量80mm以上の年間発生回数は増加しています(統計期間1976～2018年で10年あたり2.6回の増加、信頼度水準99%で統計的に有意)。
- 最近10年間(2009～2018年)の平均年間発生回数(約23回)は、統計期間の最初の10年間(1976～1985年)の平均年間発生回数(約14回)と比べて約1.6倍に増加しています。
- 2019年1月から10月までの1300地点あたりの発生回数は27回です。

時間雨量80mm以上の
大雨の発生回数が増加

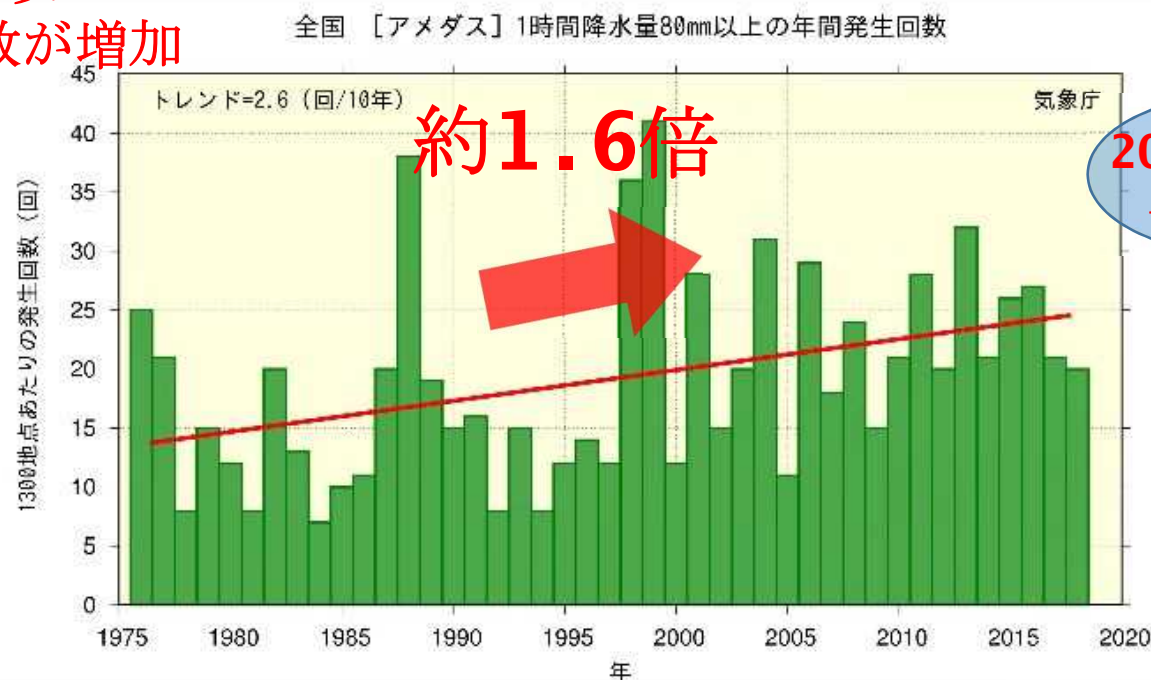


図 全国の1時間降水量80mm以上の年間発生回数の経年変化(1976～2018年)

棒グラフ(緑)は各年の年間発生回数(全国のアメダスによる観測値を1300地点あたりに換算した値)。直線(赤)は長期変化傾向(この期間の平均的な変化傾向)を示す。

※出典：気象庁ホームページ

2. 近年の気象状況

雨の強さと降り方

雨の強さと降り方

雨の強さと降り方

(平成12年8月作成)、(平成14年1月一部改正)、(平成29年3月一部改正)、(平成29年9月一部改正)

1時間雨量 (mm)	予報用語	人の受けるイメージ	人への影響	屋内 (木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて
10以上～ 20未満	やや強い雨	ザーザーと降る	地面からの跳ね返りで足元がぬれる	雨の音で話し声が良く聞き取れない	地面一面に水たまりができる	
20以上～ 30未満	強い雨	どしゃ降り				ワイパーを速くしても見づらい
30以上～ 50未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る	傘をさしていてもぬれる	寝ている人の半数くらいが雨に気がつく	道路が川のようになる	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる(ハイドロプレーニング現象)
50以上～ 80未満	非常に激しい雨	滝のように降る(ゴーゴーと降り続く)				
80以上～	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる	傘は全く役に立たなくなる		水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる	車の運転は危険

(注1) 大雨によって災害が起こるおそれのあるときは大雨注意報や洪水注意報を、重大な災害が起こるおそれのあるときは大雨警報や洪水警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは大雨特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

(注2) 数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析したときには記録的短時間大雨情報を発表します。この情報が発表されたときは、お住まいの地域で、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しています。なお、情報の基準は地域によって異なります。

※出典：気象庁ホームページ

3. 要配慮者利用施設における避難 確保計画の作成等の促進

3. 要配慮者利用施設における避難計画の作成等の促進

水防法・土砂災害防止法の改正

国・都道府県

河川が氾濫した場合等に浸水が想定される区域を
洪水浸水想定区域等として指定 (水防法第14条等)

土砂災害のおそれがある区域を土砂災害警戒区域等
として指定 (土砂災害防止法第7条等)

市 町 村

地域防災計画に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る
必要がある浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内の
要配慮者利用施設を記載 (水防法第15条) (土砂災害防止法第7条等)

要配慮者利用施設の管理者等

避難確保計画の作成、訓練の実施
自衛水防組織の設置 (努力義務) (水防法第15条の3) (土砂災害防止法第8条等)

平成29年6月法改正
により義務化

3. 水防法・土砂災害防止法の改正

避難確保計画の義務化の対象

要配慮者利用施設の「避難確保計画の作成」及び「避難訓練の実施」が義務化

水防法及び土砂災害防止法の改正（H29.6）により、洪水による浸水が想定される区域や土砂災害（特別）警戒区域内に位置しており、地域防災計画で定められた要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務化されました。

ポイント！

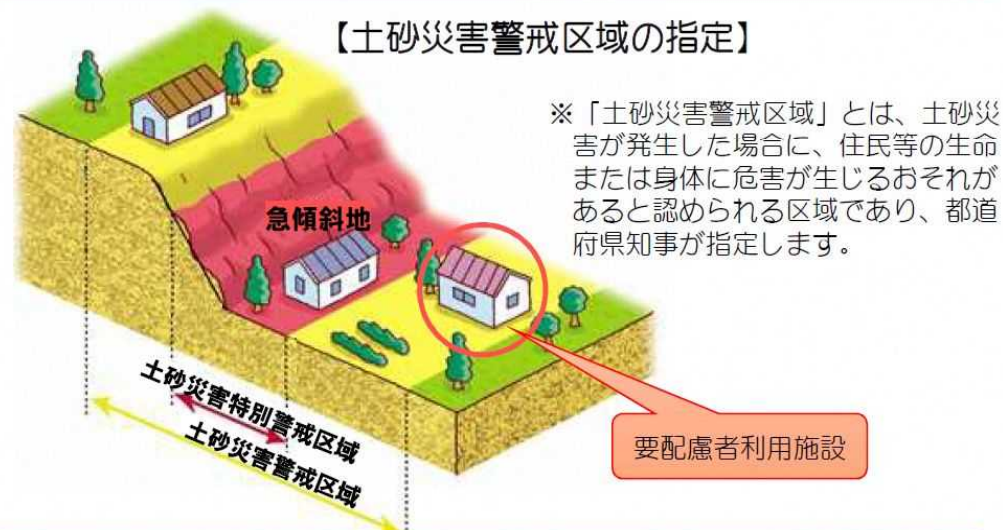
浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。

【浸水想定区域の指定】



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。

【土砂災害警戒区域の指定】



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

3. 水防法・土砂災害防止法の改正

避難確保計画作成の必要性

- 平成28年8月、相次いで発生した台風による豪雨により、北海道・東北地方では中小河川で氾濫被害が発生し、岩手県の小本川では、**要配慮者利用施設で入所者が逃げ遅れ犠牲になる**など、痛ましい被害が発生しています。（9名が死亡）
- 被災した施設では、火災を想定した避難マニュアルを作り、また、訓練も行っていましたが、**水害を想定したものではありませんでした。**

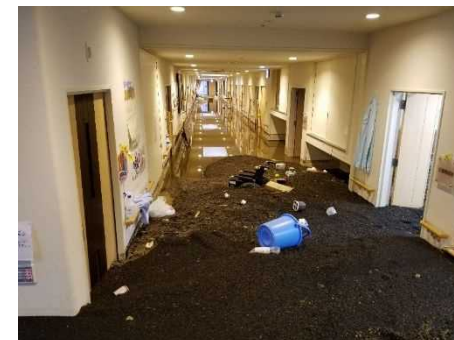


- 令和元年台風19号により、静岡県小山町の特別養護老人ホームで近くの山から発生した土石流が施設1階部分に流入しましたが、**事前に職員が施設利用者を2階へ移動させたことから、利用者及び職員全員難を逃れました。**
- 同施設では、土砂災害警戒区域内に位置しており、**作成していた避難確保計画に基づき日頃から避難訓練を実施していました。**

避難訓練実施状況



災害発生時



- 避難確保計画を作る（その時について考えてみる）ことが必要です。
- さらに作った計画を活かし、災害に備える取組の継続が大切です。

3. 要配慮者利用施設における避難計画の作成等の促進

パンフレット(水害・土砂災害から命を守るために)



3. 要配慮者利用施設における避難計画の作成等の促進

パンフレット(水害・土砂災害から命を守るために)

要配慮者利用施設とは、社会福祉施設、学校、医療施設その浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は

水防法・土砂災害防止法が改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務となりました。義務付けの対象となるのは、これら、要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

要配慮者利用施設の例

〔社会福祉施設等〕

- ・老人福祉施設
- ・有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅)
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設
- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子・父子福祉施設
- ・母子健康包括支援センター等



〔学 校〕

- ・幼稚園
- ・義務教育学校
- ・特別支援学校
- ・小学校
- ・高等学校
- ・高等専門学校
- ・中学校
- ・中等教育学校
- ・専修学校(高等課程を置くもの)等



〔医療施設〕

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所等



〔浸水想定区域〕の指定



※洪水浸水想定区域の例

「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国土交通大臣または都道府県知事が指定します。

〔土砂災害警戒区域〕の指定



「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生じおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。
避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務となりました。

1. 避難確保計画の作成 (〔後編〕水防法 第15条の3第1項 〔土砂〕土砂災害防止法 第8条の2第1項)

「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な次の事項を定めた計画です。

- ・防災体制・避難経路・避難の整備・防災教育及び訓練の実施
- ・避難時の組織の整理(水防法に基づき自衛消防組織を置く場合)
- ・その他当該施設の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な、防災に関する事項など

避難確保計画を実効性あるものとするためには、施設管理者等が主体的に作成することが重要です。

作成した避難確保計画は、職員のほか利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを共用スペースの掲示板などに掲載しておくことも有効です。



2. 市町長への報告 (〔後編〕水防法 第15条の3第2項 〔土砂〕土砂災害防止法 第8条の2第2項)

避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を市町長へ報告する必要があります。提出先は、市町の防災担当部署になります。(パンフレット裏面参照)

- ・避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町長が必要な指示をする場合があります。
- ・正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町長がその旨を公表する場合があります。



3. 避難訓練の実施 (〔前編〕水防法 第15条の3第3項 〔土砂〕土砂災害防止法 第8条の2第3項)

避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、多くの方々が避難訓練に参加することで、より実効性が高まります。

ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施することが重要です。



詳細は見開きページへ!

避難確保計画を作成する際の参考となるよう、国土交通省が作成のガイドライン等を作成し、ホームページ上に掲載しています。また、既に作成されている避難計画等に記載すべき事項を追加することで、避難確保計画とすることができます。

3. 要配慮者利用施設における避難計画の作成等の促進

パンフレット(水害・土砂災害から命を守るために)

要配慮者利用施設向け避難確保計画

平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年8月台風10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や重傷者を記録した。逃げ遅れによる多数の死者や重傷者を記録した。

全国各地で豪雨が繰り返し発生していることに対応するため、「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大雨洪水に必ず発生するもの」と意識を転換し、避難し、洪水や土砂災害の危険性がある要配慮者利用施設において、利用者の迅速かつ円滑な避難の確保が必要である。

法改正の経緯、必要性

平成28年台風10号により、宮城県の大崎市要配慮者利用施設では利用者の9名の死亡が確認された。

平成27年9月 関東・東北豪雨

平成28年8月 台風10号

「逃げ遅れゼロ」を実現し、同様の被害を二度と繰り返さない避難体制の構築が必要です。

事前の準備により難を逃れた事例 -静岡県小笠町-

避難訓練実施状況

大規模な火災

令和元年台風19号

特別要配慮者や一人暮らしの要配慮者等2名が避難できた。多くの命が助かった。多くの命が助かった。多くの命が助かった。

避難確保計画の作成方法

避難確保計画に記載すべき事項

- 1 防災体制に関する事項
- 2 避難の確保に関する事項
- 3 防災教育及び訓練の実施に関する事項
- 4 利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

・土砂災害防止法施行規則第五条の二 ・水防法施行規則第十六条

管理者等の皆さまが避難確保計画を作成する際の参考となるよう国土交通省では「避難確保計画の手引き」や作成例をホームページ上に掲載しています。

土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き

洪水等に関する避難確保計画作成の手引き

避難確保計画の事例

要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集(水害・土砂災害)

本事例集は、避難確保計画の作成が義務づけられている施設をはじめ、洪水想定区域や土砂災害警戒区域内に立地する施設の管理者が避難確保計画を作成する際の参考となるよう、具体的な事例をもとに施設管理者や関係行政機関・関係機関等が連携し、作成する際のポイントや、検討の課題をまとめたものです。

既存の計画への追記による避難確保計画の作成

既に作成されている施設計画や防災計画等に、洪水や土砂災害に関する内容を追記することで、避難確保計画として扱うことができます。その場合も、避難確保計画を自治体の防災計画等へ提出する必要があります。

避難行動について

施設管理者は施設の構造や立地条件、避難に必要な時間等を踏まえて、避難行動を計画することが重要です。

【避難場所の設定方法】

立ち退き避難を行う場合 → 指定避難場所へ避難

【屋内で安全確保を図るとき】

土砂災害 → 頑固な建築物の2階以上の階層

水害 → 頑固な建築物の2階以上の階層

3. 要配慮者利用施設における避難計画の作成等の促進

パンフレット(水害・土砂災害から命を守るために)

要配慮者利用施設向け
警戒避難体制の構築に向けて

1. 避難確保計画の作成

- 地域の危険性の確認
- 避難確保計画の作成

まずは、**ハザードマップ**や
「**かがわ防災GIS**」で、
地域の危険性を確認しましょう。

●ハザードマップの例




高松市 (1st Edition) 松山市 (1st Edition)

かがわ防災GIS

かがわ防災GIS

で検索

2. 市町長への報告

- 市町の防災担当部局へ提出

関係者が連携して取り組むことが重要です。

避難確保計画に基づき
避難訓練や防災教育を実施しましょう。

3. 避難訓練の実施

- 避難訓練の実施
- 職員や利用者への
防災教育の実施

避難訓練等は出水期前に
実施するのが効果的!





三木町での取り組み状況

下記内容について、自己チェックしてみましょう。

- ☐ 地域の危険性を確認しましたか。
- ☐ 避難確保計画に記載すべき事項が書かれていますか。
- ☐ 市町の防災担当部局へ避難確保計画を提出しましたか。
- ☐ 避難確保計画を施設管内の要所へ掲示しましたか。
- ☐ 避難確保計画に基づく避難訓練や防災教育が実施されていますか。

3. 要配慮者利用施設における避難計画の作成等の促進

パンフレット(水害・土砂災害から命を守るために)

○避難確保計画の提出先
○地域防災計画及びハザードマップの問合せ先

市 県 名	電話番号
高 松 市	危機管理課 ☎087-839-2184
丸 亀 市	危機管理課 ☎0877-25-4006
坂 出 市	危機管理課 ☎0877-44-5023
善 通 寺 市	防災管理課 ☎0877-63-6338
観 音 寺 市	危機管理課 ☎0875-23-3940
さ ぬ き 市	危機管理課 ☎087-894-1115
東かがわ市	危機管理課 ☎0879-26-1235
三 豊 市	危機管理課 ☎0875-73-3119
土 庄 町	総務課 ☎0879-62-7000
小 豆 島 町	総務課 ☎0879-82-7001
三 木 町	総務課 ☎087-891-3301
直 島 町	総務課 ☎087-892-2222
綾 川 町	総務課 ☎087-876-1906
宇 多 津 町	危機管理課 ☎0877-49-8027
まんのう町	総務課 ☎0877-73-0100
琴 平 町	企画防災課 ☎0877-75-6711
多 度 津 町	総務課 ☎0877-33-1110

水害・土砂災害に関する問合せ窓口

香川県土木河川砂防課
・浸水想定区域等 河川グループ ☎087-832-3540
・土砂災害警戒区域等 砂防・防災グループ ☎087-832-3543
香川県河川国道事務所
・土砂川に関する問合せ 工務第一課 ☎087-825-1619

法改正に関すること

水防法関係 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画課
土砂災害防止法関係 国土交通省水管理・国土保全局砂防砂防対策課
☎03-5253-8111 (内線) URL: <http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/>

発行：香川県土木河川砂防課 協力：全国治水砂防協会香川県支部
資料提供：国土交通省

4. 命を守る3つの方法

(1) その場所の危険性を知る

4. 命を守る3つの方法

(1) その場所の危険性を知る

□ その場所の危険性を知る方法は？

ハザードマップを調べましょう。

□ ハザードマップで何がわかるか？

水害、土砂災害、高潮などの起こりうる自然災害により被害が想定される区域がわかります。

□ ハザードマップはどこで見られますか？



4. 命を守る3つの方法

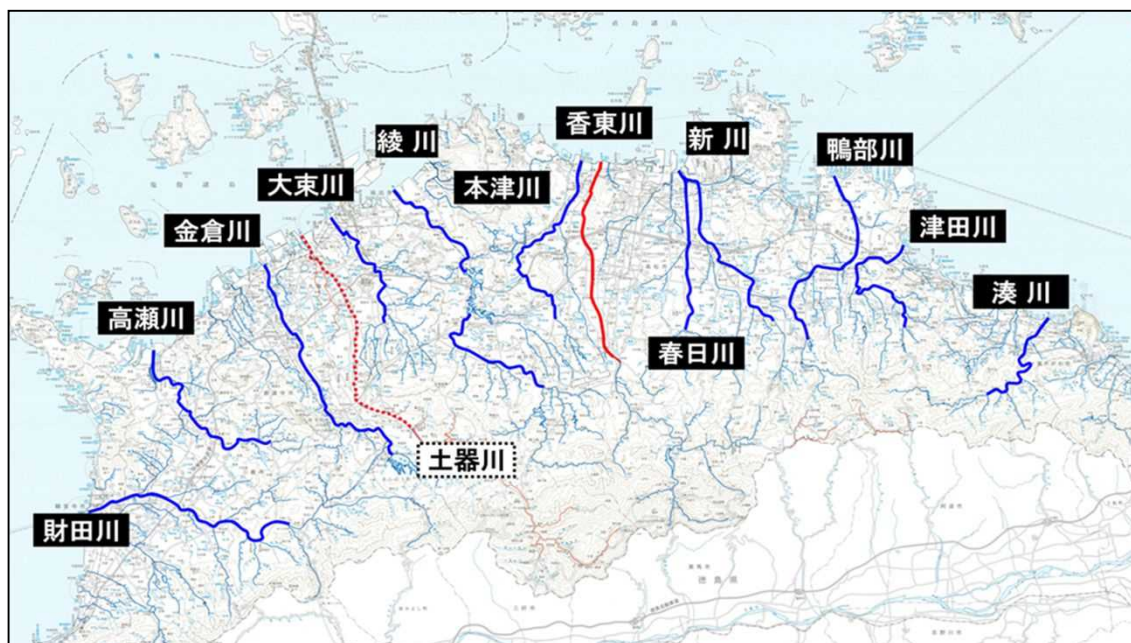
(1) その場所の危険性を知る

□水害の危険性を知る方法は？

- ・洪水浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域図、浸水継続時間図を調べましょう。

□どこの河川で公表していますか？

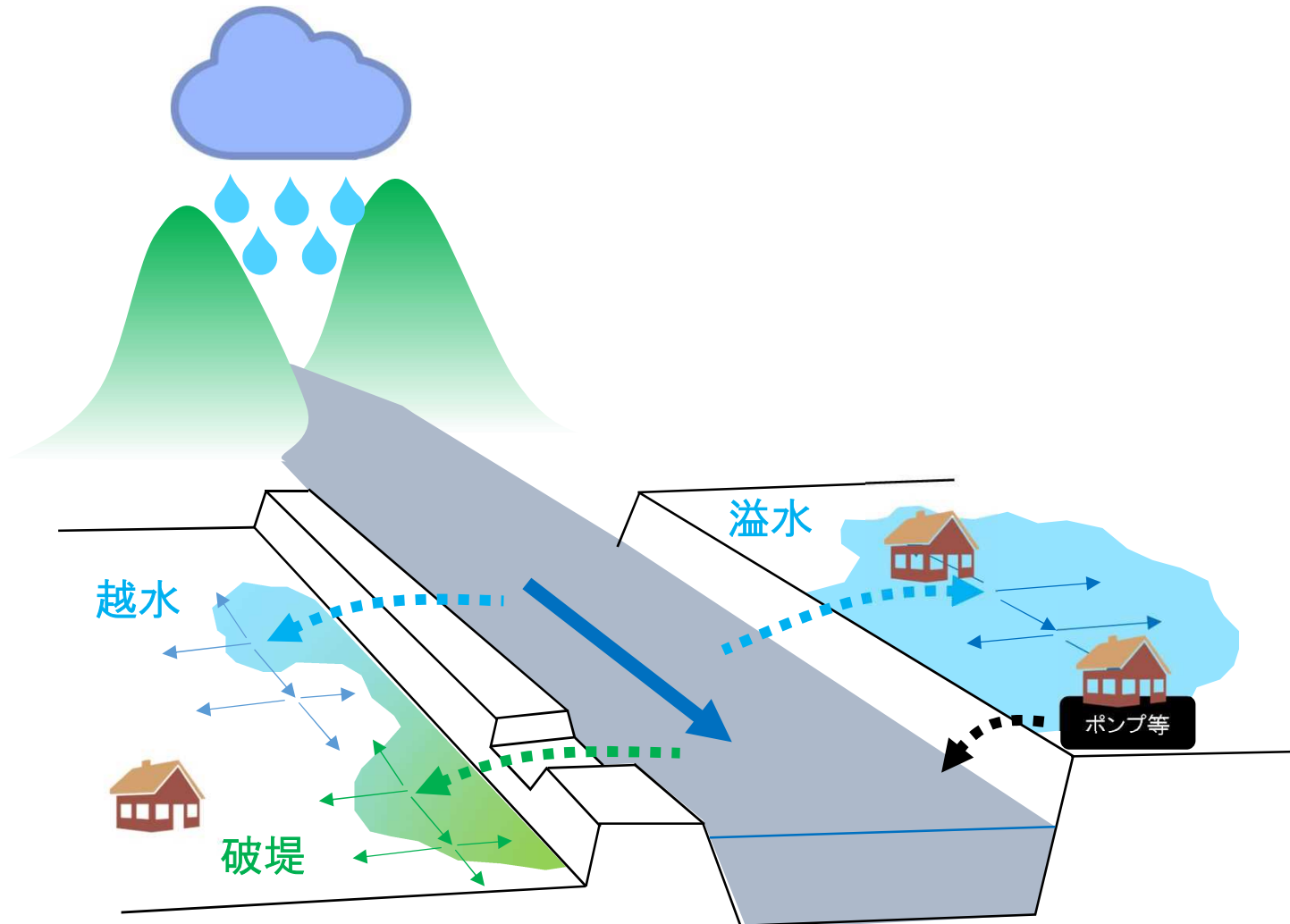
- ・県内13河川公表しています。



4. 命を守る3つの方法

(1) その場所の危険性を知る

□水害のイメージ



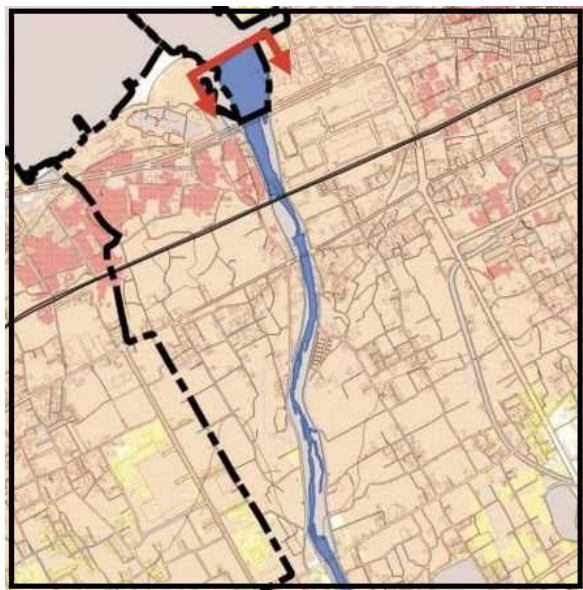
4. 命を守る3つの方法

(1) その場所の危険性を知る

□洪水浸水想定区域図(想定最大規模)

対象とする河川が想定最大規模降雨によって氾濫した場合に、その氾濫水により浸水することが想定される区域

浸水想定区域図



浸水深ランク区分



浸水深のランク区分は、洪水浸水想定区域図作成マニュアルに従い**建物内にいる人のリスク区分**、及び**大人が避難できる水深**を考慮したランク区分により設定しています。

0.5m未満: 床下浸水
(大人の移動困難)
0.5m以上: 1階浸水
3.0m以上: 2階浸水
5.0m以上: 2階水没

4. 命を守る3つの方法

(1) その場所の危険性を知る

□家屋倒壊等氾濫想定区域図

洪水時に**家屋倒壊等の危険がある箇所**については、早期の立退き避難が必要となるため、**住民等が自らの判断で適切な避難を行えるよう家屋倒壊等氾濫想定区域図**を作成しています。

家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流)の設定

堤防決壊に伴う激しい流れによる家屋の流失、深い浸水に伴い家屋にかかる力が増大して生じる倒壊が想定される区域



堤防決壊による家屋の流失



家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸侵食)の設定

河岸侵食に伴う家屋の基礎を支える地盤の流失が想定される区域



河岸侵食による家屋の流失

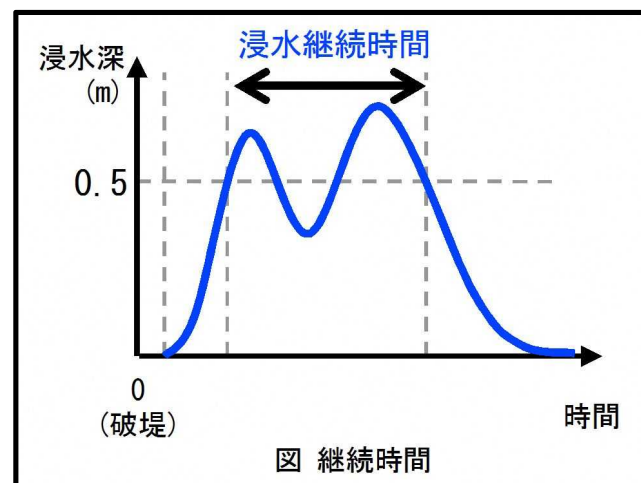
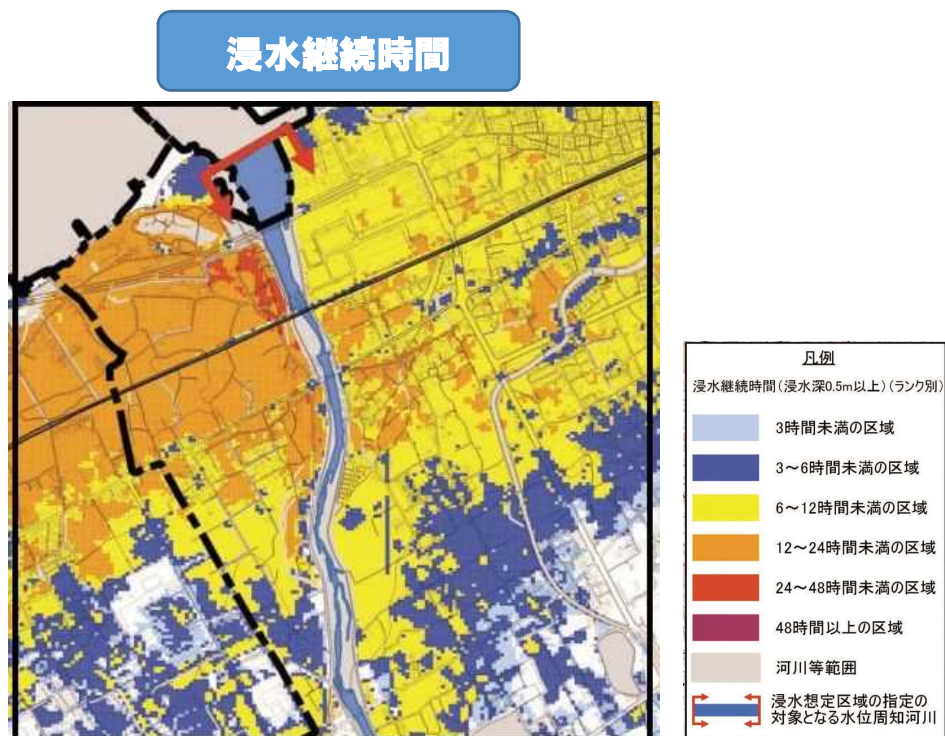


4. 命を守る3つの方法

(1) その場所の危険性を知る

□ 浸水継続時間図

家屋の倒壊や水没の可能性が低い区域であっても、**浸水継続時間が長く、多数の住民等が長期間にわたり孤立するおそれがあるため、このような区域について洪水浸水想定区域図(浸水継続時間)**を明示。



【浸水継続時間の目安】

- ・浸水深は0.5mを基本とし、この浸水深以上が継続する時間を示すものとする。

4. 命を守る3つの方法

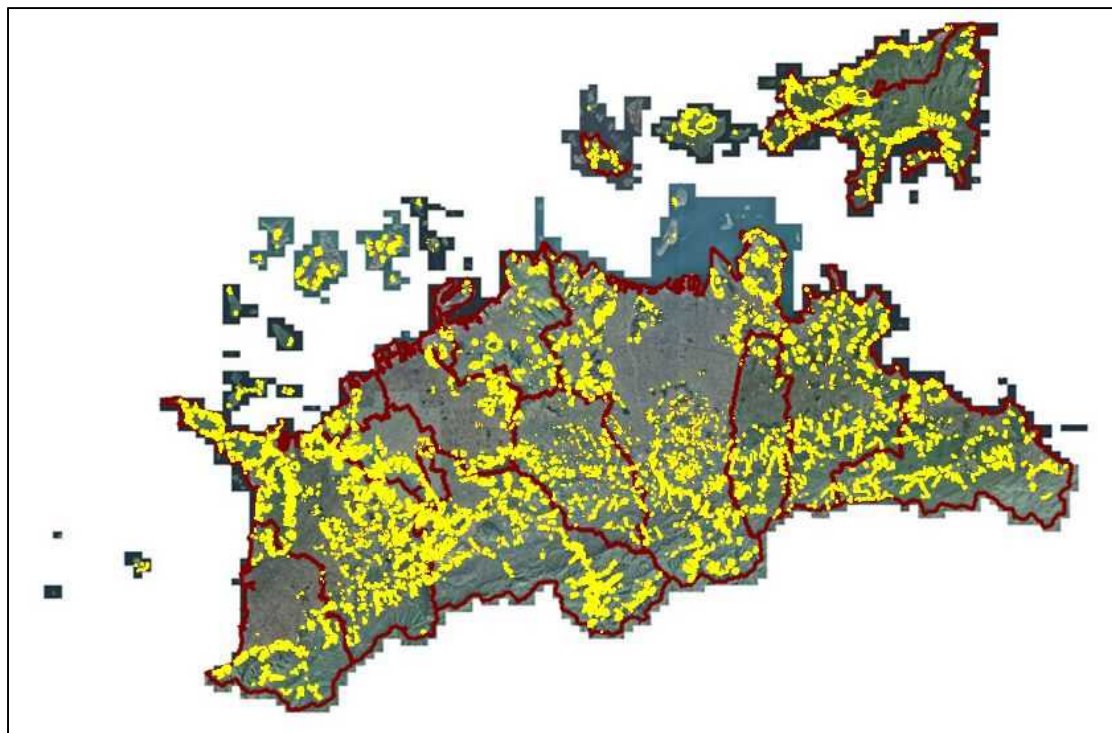
(1) その場所の危険性を知る

□土砂災害の危険性を知る方法は？

- ・土砂災害警戒区域等を調べましょう。

□土砂災害警戒区域はどれくらいありますか？

- ・県内には約8,000箇所の区域を指定しています。



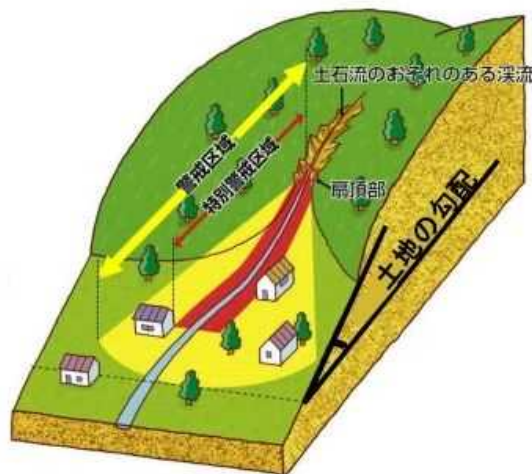
4. 命を守る3つの方法

(1) その場所の危険性を知る

□土砂災害の種類

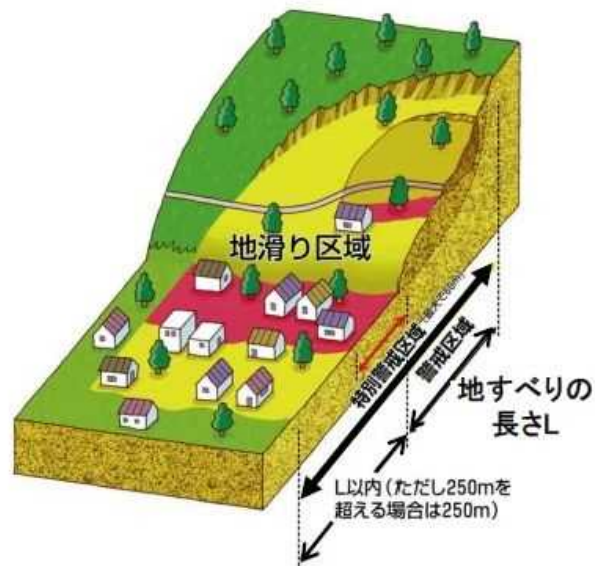
土石流

※山腹が崩壊して生じた土石等又は
溪流の土石等が水と一体となって流下
する自然現象



地滑り

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自
然現象又はこれに伴って移動する自然現象



急傾斜地の崩壊

※傾斜度が30°以上である土地が崩壊する自然現象



国土交通省HPより

4. 命を守る3つの方法

(1) その場所の危険性を知る

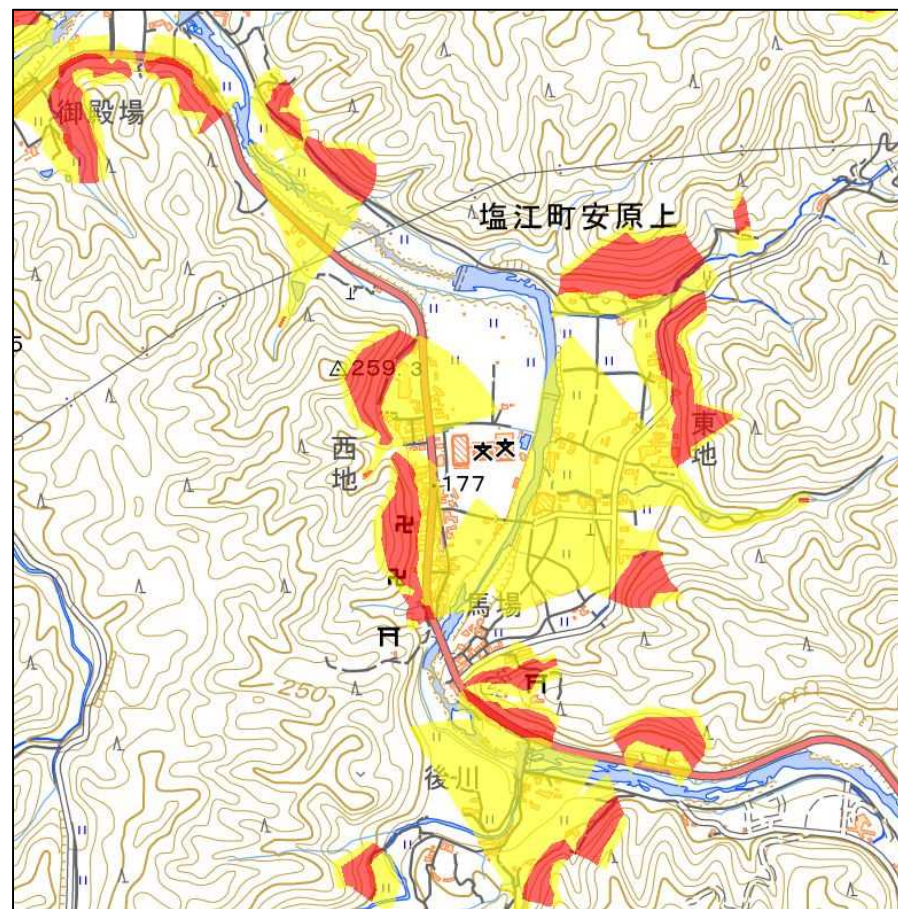
□土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域 (通称:イエローゾーン)

土砂災害のおそれがある区域

土砂災害特別警戒区域 (通称:レッドゾーン)

土砂災害警戒区域のうち、
建物が破壊され、住民に著
しい危害が生じるおそれ
がある区域



この地図は国土地理院電子国土webを使用しています

4. 命を守る3つの方法

(1) その場所の危険性を知る

□ かがわ防災Webポータル

○ 検索サイトで「かがわ防災Webポータル」を検索

かがわ防災Webポータル

検索

○ 画面中央の「ハザード」のタグを選択

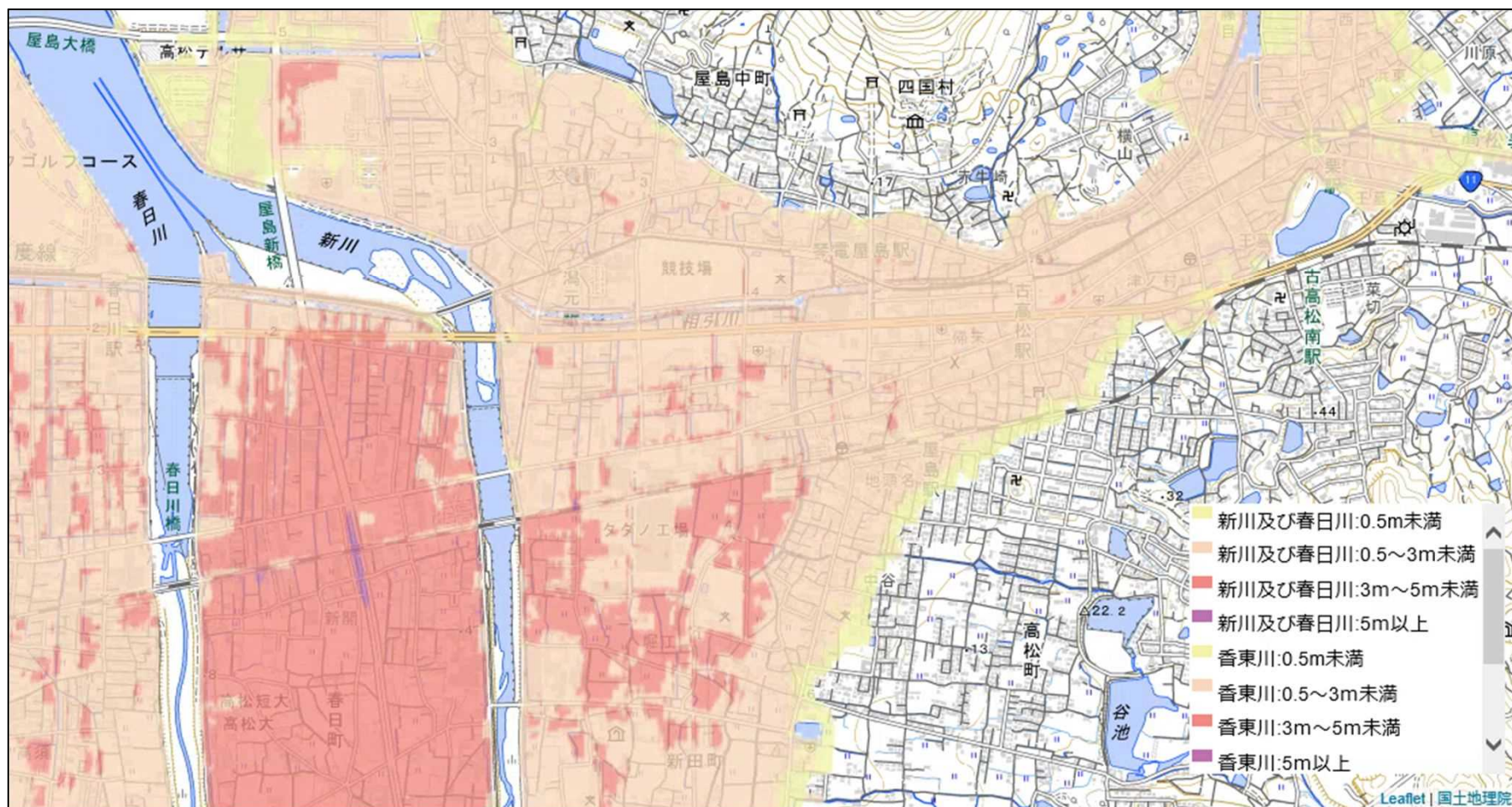


○ 画面左下の「ハザード地図を拡大して見る」を選択

4. 命を守る3つの方法

(1) その場所の危険性を知る

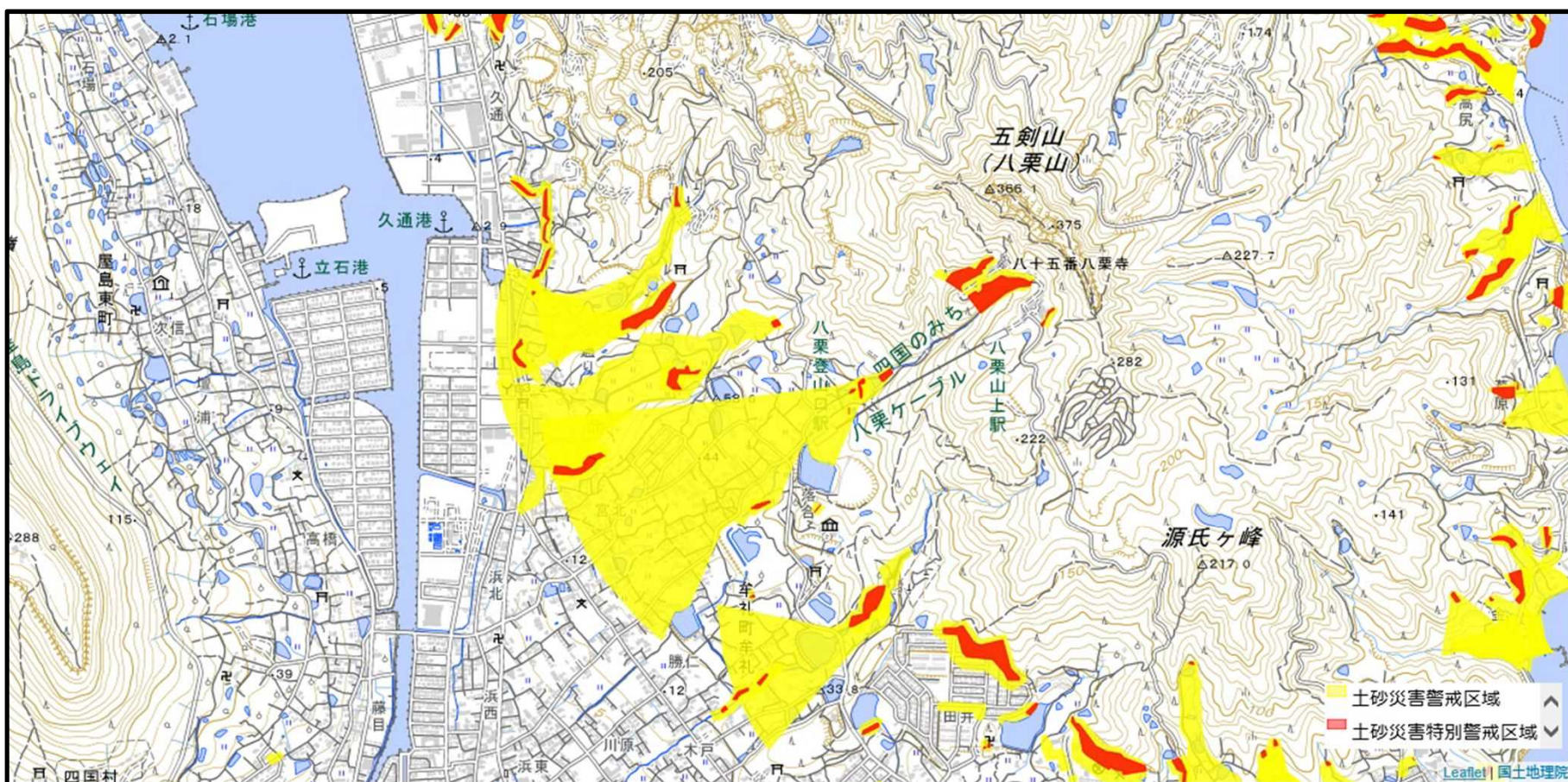
□かがわ防災Webポータルが表示例 ○洪水浸水想定区域



4. 命を守る3つの方法

(1) その場所の危険性を知る

□かがわ防災Webポータルが表示例 ○土砂災害警戒区域

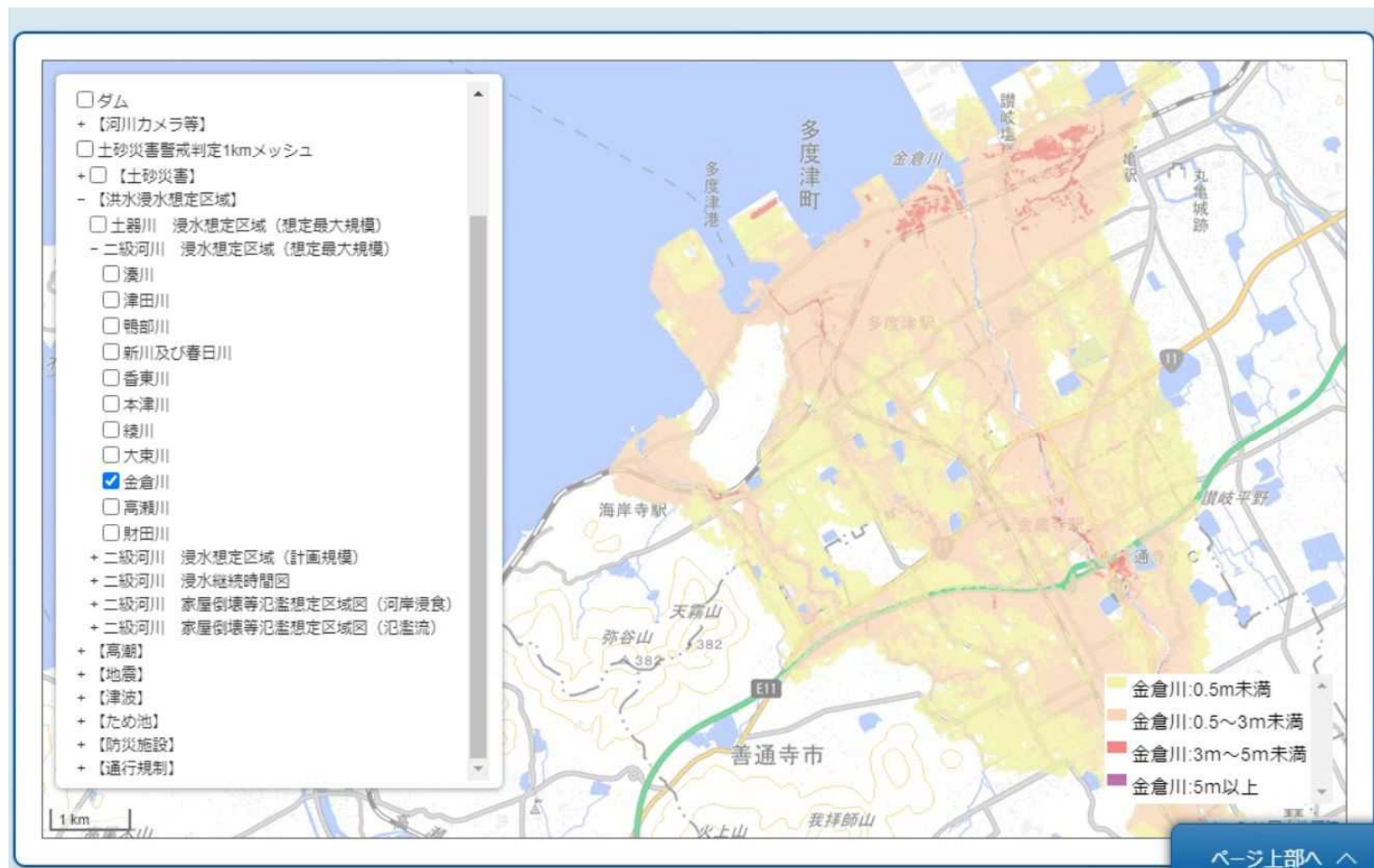


4. 命を守る3つの方法

(1) その場所の危険性を知る

□かがわ防災Webポータルが表示例

○金倉川 洪水浸水想定区域



4. 命を守る3つの方法

(2) 気象情報や防災情報を収集する

4. 命を守る3つの方法

(2) 気象情報や防災情報を収集する

□ 気象情報や防災情報はこういったものか？

- ・気象台：注意報、警報、台風情報
- ・県：雨量、河川水位、河川監視カメラ
潮位、ダム情報
- ・市町：避難情報、避難所情報 など

□ 情報を収集する方法は？

- ・テレビ
- ・ラジオ
- ・高松地方気象台のホームページ
- ・市町のホームページ
- ・かがわ防災Webポータル
- ・防災情報メール など

4. 命を守る3つの方法

(2) 気象情報や防災情報を収集する

□ かがわ防災Webポータル

○ 検索サイトで「かがわ防災Webポータル」を検索

かがわ防災Webポータル

検索

○ 雨量や河川水位などは画面左側の「気象」のタグを選択

かがわ防災Webポータル

緊急情報 緊急情報はありません。

気象(大雨) 台風 地震 道路規制 ハザード 避難情報 避難所情報

雨量や河川水位、土砂災害警戒情報などの確認

気象(大雨) 下の▼を選択すると河川水位などに切り替えることができます。

避難情報の確認

一覧表示切替 河川水位 (↑: 上昇, →: 変化なし, ↓: 下降)

高松地域	▼
小豆	▼
東讃	▼
中讃	▼
西讃	▼

関連サイト: [河川監視カメラ](#)、[水位の解説](#)、[危機管理型水位計](#)、[危機管理型水位計の解説](#)、[スマートシティがまつ](#)

○ 避難情報は画面右側の「避難情報」を選択

4. 命を守る3つの方法

(2) 気象情報や防災情報を収集する

□かがわ防災Webポータル ○雨量の表示例



4. 命を守る3つの方法

(2) 気象情報や防災情報を収集する

□かがわ防災Webポータル ○河川水位の表示例



4. 命を守る3つの方法

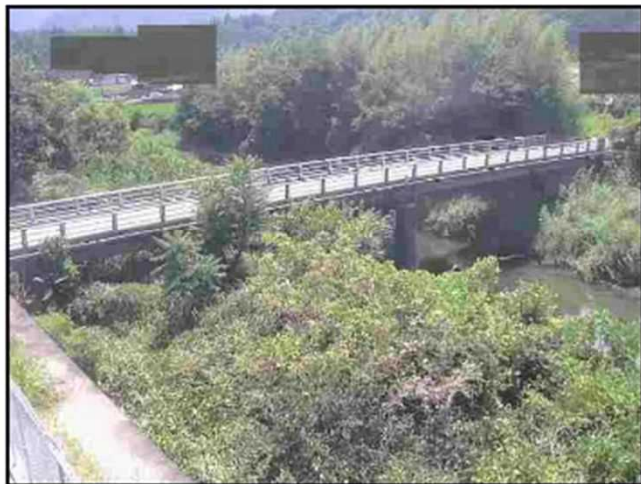
(2) 気象情報や防災情報を収集する

□ かがわ防災Webポータル ○ 河川監視カメラの表示例

○ 監視画像 湊川 > 与田山(東かがわ市与田山)

📺 現在の監視画像

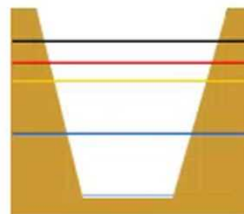
2020/08/14 11:40



※ 画像は10分（降雨時は5分）ごとに撮影しています

2020/08/14 11:40

0.06m (状態: 平常)



凡例: — 氾濫危険水位 (3.05 m)
— 避難判断水位 (2.6 m)
— 氾濫注意水位 (2.25 m)
— 水防団待機水位 (1.25 m)

水位状態の説明

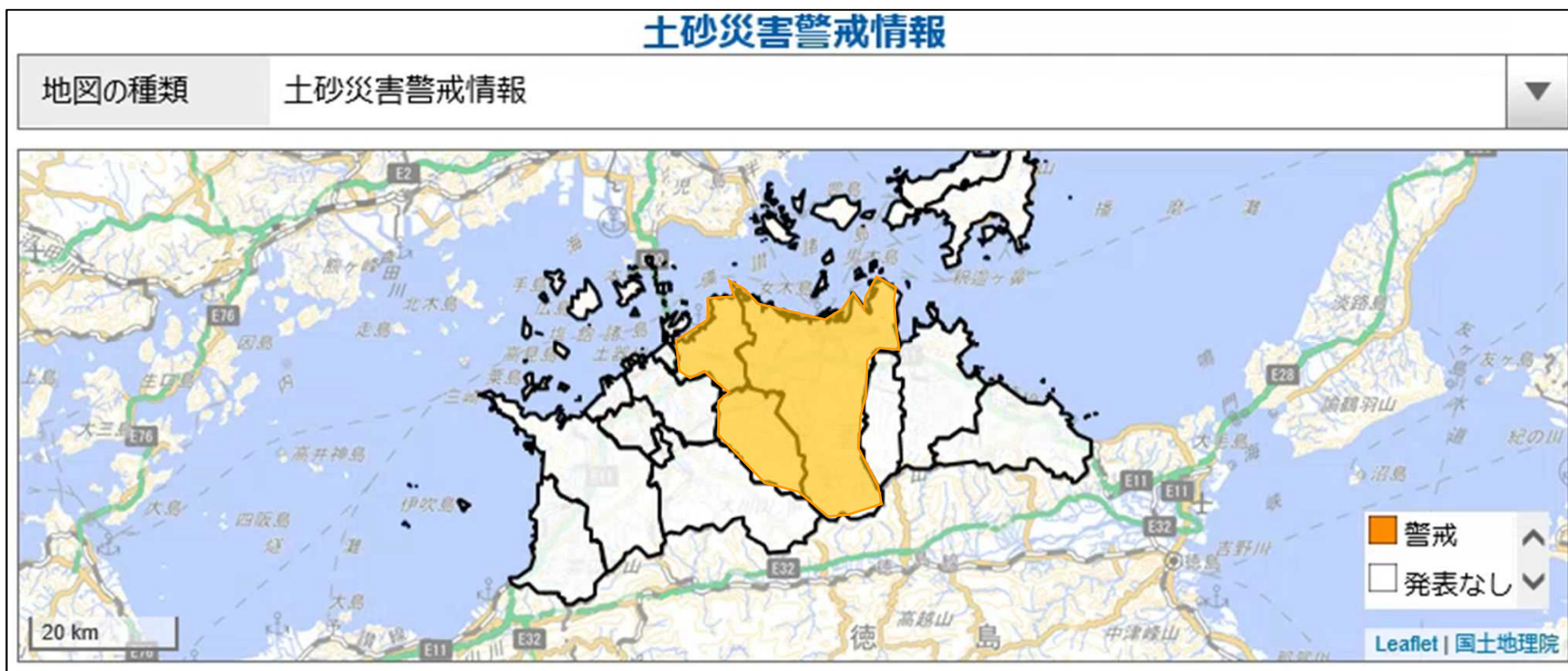
危険	氾濫危険水位（洪水により氾濫が起こるおそれのある水位）を超過しており、各市町の避難情報に留意すべき水位
避難判断	避難判断水位（洪水による災害の発生を警戒すべき水位）を超過しており、避難準備等の目安となる水位
注意	氾濫注意水位（水防団等が出動し警戒にあたる水位）を超過しており、洪水に注意すべき水位
水防団待機	水防団待機水位を超過しており、水位の上昇に注意すべき水位
平常	水防団待機水位（水防団等が出動の準備をする水位）を下回っており、通常の水位

4. 命を守る3つの方法

(2) 気象情報や防災情報を収集する

□かがわ防災Webポータル

○土砂災害警戒情報の表示例



4. 命を守る3つの方法

(2) 気象情報や防災情報を収集する

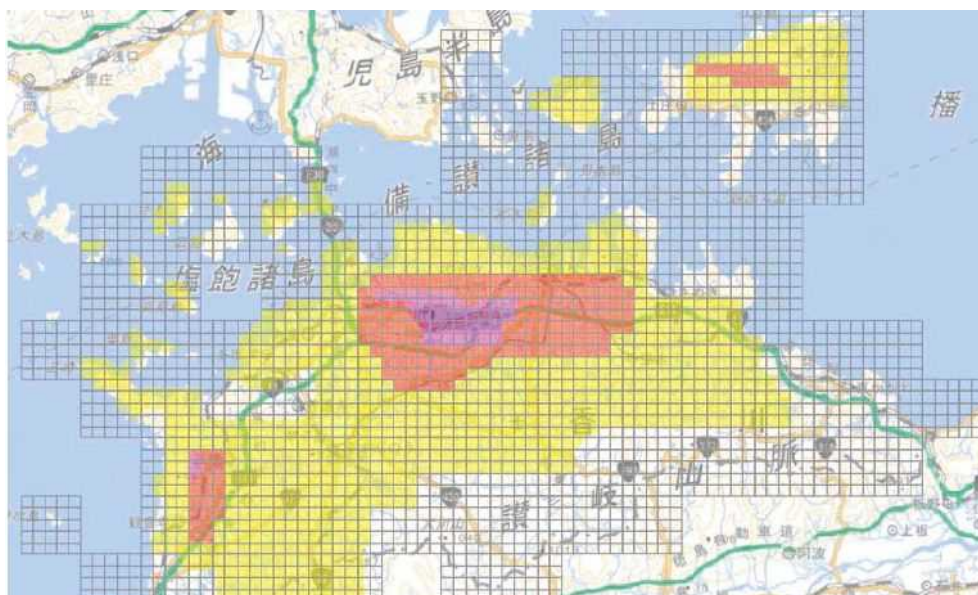
□かがわ防災Webポータル

○土砂災害警戒判定の表示例

土砂災害警戒判定1kmメッシュ

地図の種類

土砂災害警戒判定1kmメッシュ



- 極めて危険
- 非常に危険
- 警戒
- 注意
- 今後の情報等に留意

4. 命を守る3つの方法

(2) 気象情報や防災情報を収集する

□ 防災情報メール

事前に登録しておけば、気象情報、土砂災害警戒情報、避難情報などが**メール配信**されます。

・メールでml@bousai-kagawa.jp宛てに送信

もしくは

・QRコードを読み取る



<< 防災情報メールの配信項目 >>

■ 避難情報 ■

避難準備情報、避難勧告、避難指示

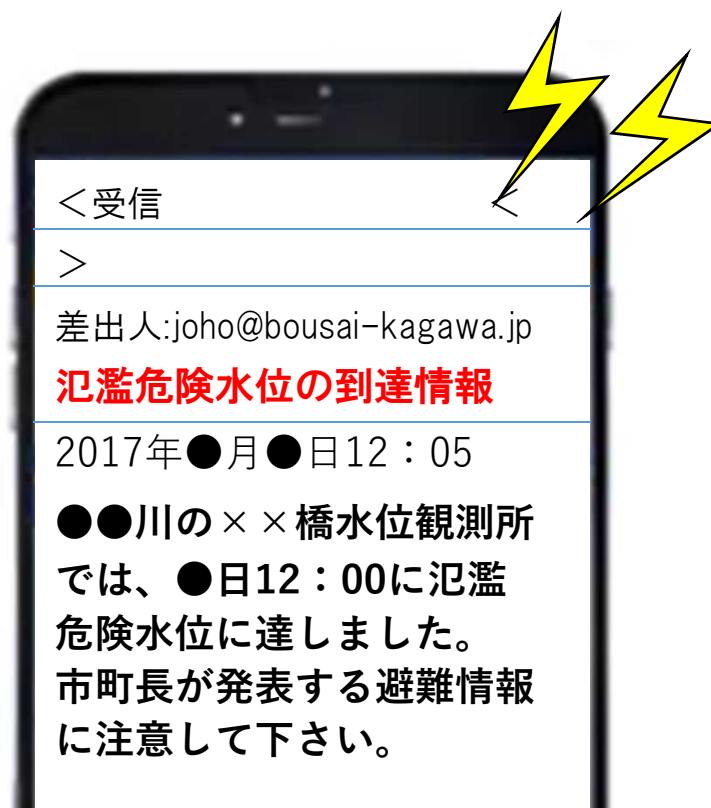
■ 気象情報等 ■

気象警報・注意報、地震情報、津波情報、土砂災害警戒情報
洪水予報(土器川・香東川)、氾濫危険水位到達情報※(主要河川)
竜巻注意情報、記録的短時間大雨情報

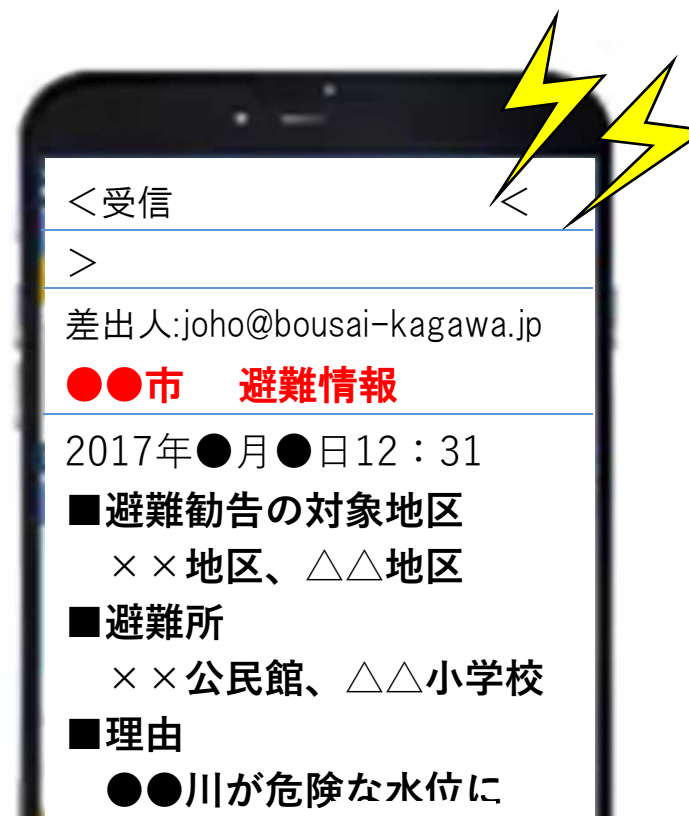
4. 命を守る3つの方法

(2) 気象情報や防災情報を収集する

□ 防災情報メール ○ 送信情報の表示例



※「氾濫危険水位」は、市町長



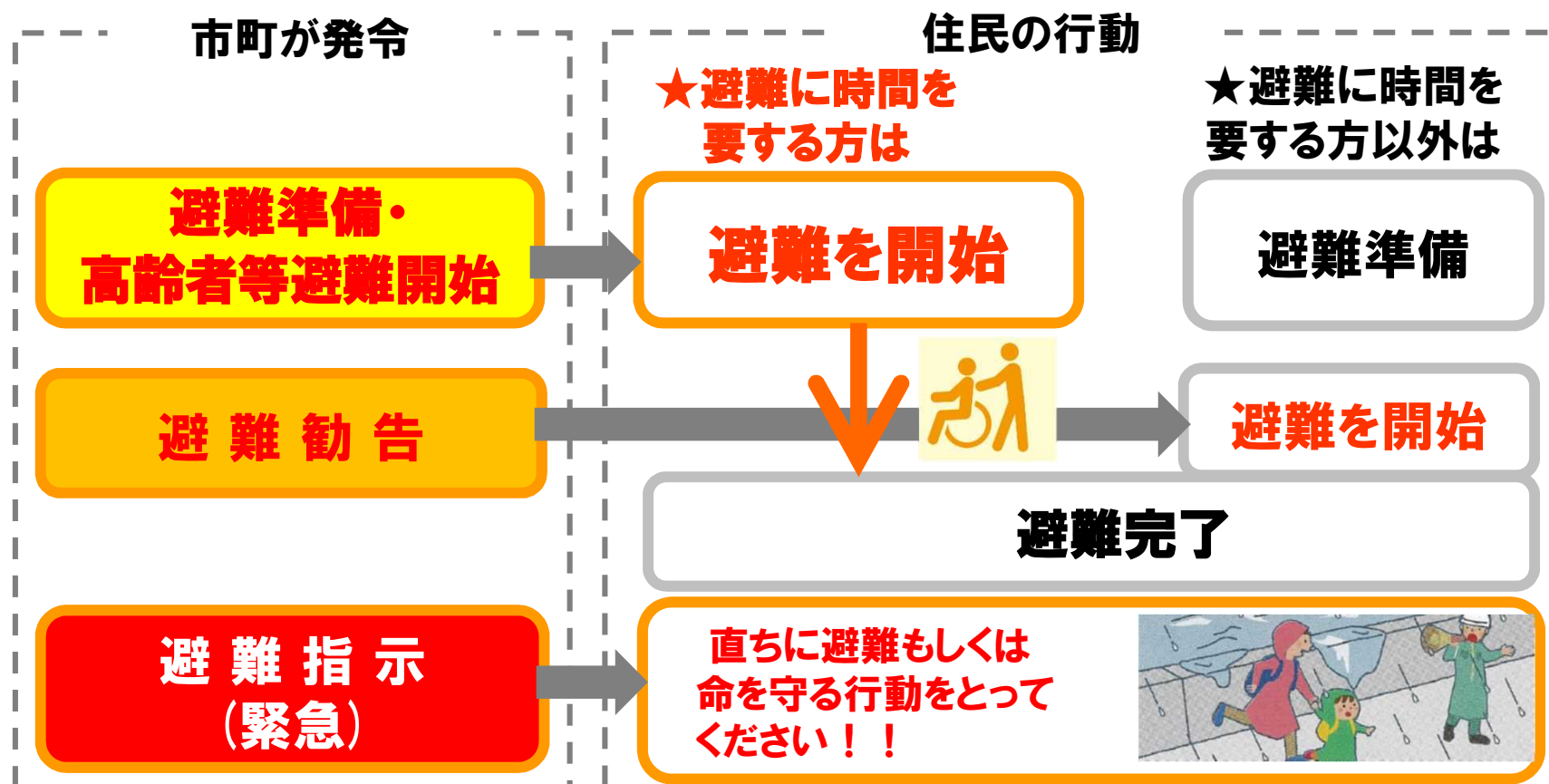
4. 命を守る3つの方法

(3) 早め早めの行動をする

4. 命を守る3つの方法

(3) 早め早めの行動をする

□ 避難情報に応じた避難行動

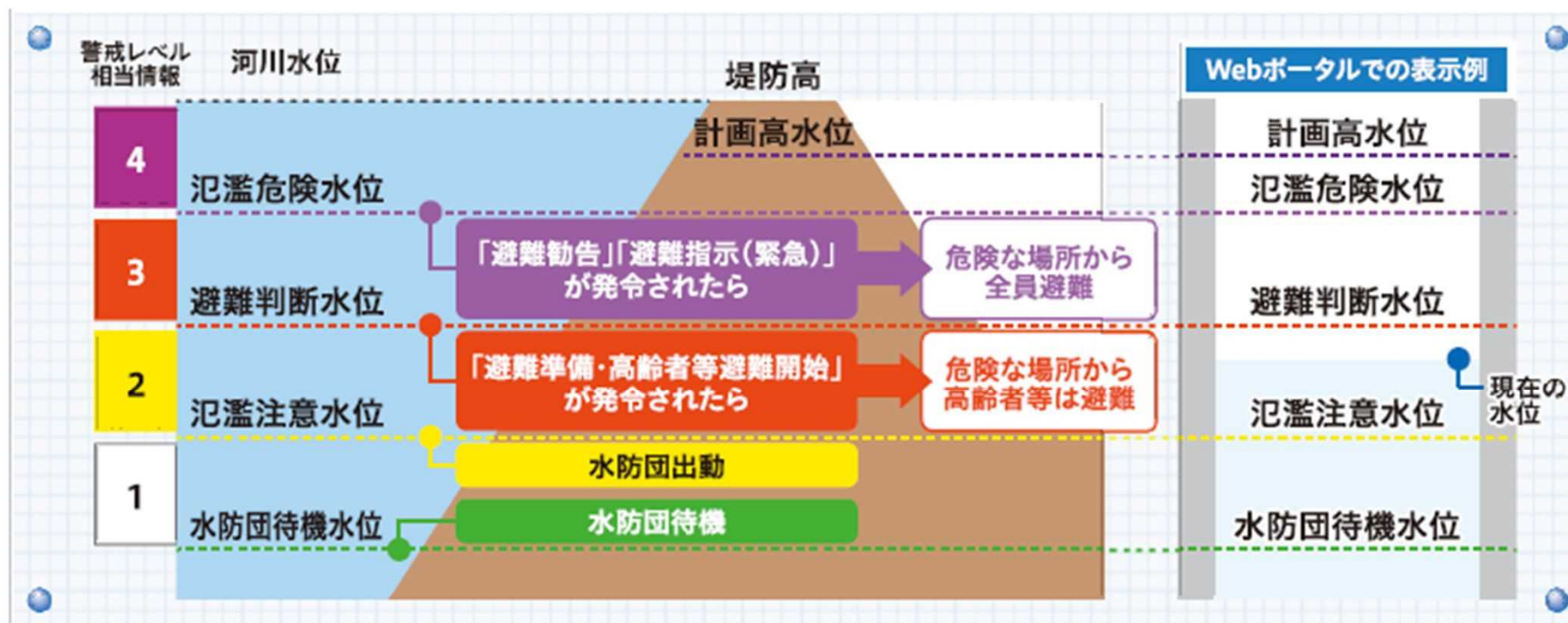


4. 命を守る3つの方法

(3) 早め早めの行動をする

□ 河川の水位に応じた避難行動

香東川や新川などの主要な河川では、下の図に示すような水位を設定している水位局があり、水位に応じて市町は「避難勧告」などを発令します。また、その他の河川でも、水位情報を確認できます。



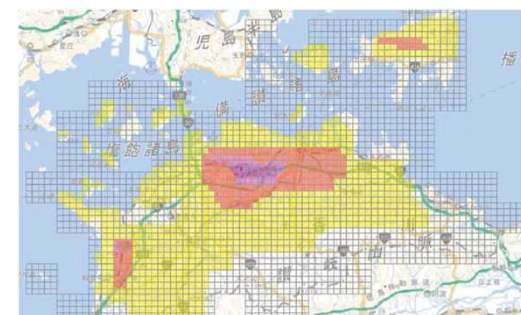
3. 命を守る3つの方法

(3) 早め早めの行動をする

□土砂災害の危険度に応じた避難行動

警戒レベル 相当情報	色が持つ意味	避難情報	住民がとるべき行動
4	極めて危険 すでに 土砂災害警戒情報の 基準に到達	避難指示 (緊急)	命に危険が及ぶ土砂災害がすでに発生 していてもおかしくありません。 この状況になる前に、避難を完了してお きます。
	非常に危険 2時間先までに 土砂災害警戒情報の 基準に到達すると予想	避難勧告	土砂災害がいつ発生してもおかしくな い非常に危険な状況です。 危険な場所から全員避難
3	警戒 (警戒級) 2時間先までに警戒 基準に到達すると予想	避難準備・ 高齢者等 避難開始	お年寄りや避難に時間が必要な方は、 避難を開始しましょう。 危険な場所から高齢者等は避難
2	注意 (注意報級) 2時間先までに注意報 基準に到達すると予想	—	避難場所や避難経路を再確認し、今後 の雨の降り方などに注意しましょう。
1	今後の 情報等に留意	—	今後の情報などに留意しましょう。

※危険度分布に関わらず、自治体から避難勧告(警戒レベル4)等が発令された場合には速やかに避難行動をとってください。



かがわ防災Webポータルの表示例
－土砂災害警戒判定－

土砂災害警戒情報とは？

命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったとき、市町単位で警戒を呼びかける情報です。

土砂災害警戒情報は、左の表の警戒レベル4に相当し、県と高松気象台が共同で発表するものです。

4. 命を守る3つの方法

(3) 早め早めの行動をする

□土砂災害の前ぶれについて

土砂災害は、発生前に前ぶれが起きることがあります。

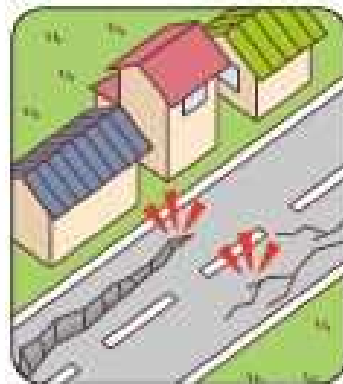
山鳴りや、木の裂ける
音が聞こえる



小石がバラバラ
落ちてくる



地面に
ひび割れができる



その他にも、川の水位やわき水の量が急変するなどの前ぶれが起こることもあります。

土砂災害の前ぶれに気付いた
場合は、近づかず直ちに避難しま
しょう！

また最寄りの県土木事務所や市
町役場へ連絡してください。

4. 命を守る3つの方法

(3) 早め早めの行動をする

◎避難行動について

状況に応じた避難路・避難場所を、あらかじめ決めておくことが重要です。

施設管理者は施設の構造や立地条件、避難に要する時間等を踏まえて、**「次善の策」**を考えておきましょう。

【避難場所の設定方法】

立ち退き避難を行う場合 ➡ 指定緊急避難場所
(市町が指定)

指定緊急避難場所への
移動が困難な場合 ➡ 近隣の安全な場所

外出が困難な場合 ➡ 屋内で安全確保を図る

【屋内で安全確保を図るとき】

土砂災害

頑丈な建物の2階以上の部屋
もしくは、山からできるだけ離れた部屋

水 害

頑丈な建物の2階以上の部屋



ご清聴ありがとうございました。